

- Q1 「大きな声で川口が大好きだと叫んでみませんか川口プライド条例」はなぜ作られたのですか？**
- A2 川口市は、住みやすいまちとして注目され、住み続けたいとの回答が高いもの、誇れる魅力があるとの回答が低く、市民の価値観は多様化し、人口減少も課題のひとつとなっています。持続可能な地域社会の形成のためには、誇れる魅力を向上させ、市民をひとつにつなぐことができるような、真に住み続けたいまちの実現に向けた施策の拡充が必要と考えたためです。
- Q2 この条例にある「川口プライド」って何ですか？**
- A2 「川口プライド」とは、シビックプライドという言葉を元にした独自の言葉です。シビックプライドとは、「都市に対する市民の誇り」のことであり、郷土愛と似ていますが単に地域に対する愛着だけでなく、自らが関与する自負という意味も含まれます。「川口プライド」は、川口に対する愛着、誇り、共感を持ち、自ら進んで、川口をもっと良くしていくとする心意気を表したものです。
- Q3 この条例の「みんな」とは誰ですか？**
- A3 「みんな」とは、川口市民のみならず、通勤・通学者、川口市出身者やかつて川口市に住んだことがある方のようにゆかりのあるかたについても「みんな」と表現しています。川口の土地に縛られず、川口に縁のあったかたをも広く対象としています。
- Q4 この条例に書かれたことは、必ず守らなければならないものですか？**
- A4 みんなが、川口や地域に対する川口プライドを持つことは自由であり、この条例により強制するものではありません。川口プライドを高める行動は、個人の意思を尊重して進めることとしています。
- Q5 川口の魅力を再発見する、ということはどういうことですか？**
- A5 「川口の魅力の再発見」は、新たな発見だけでなく、身近な町会・自治会への関心や、毎日の通勤・通学・買い物等の中で感じたこと、散歩しながら気づいた景色や楽しい体験など、多岐にわたる川口の魅力を、みんなで楽しみながら再発見し、それらを通じて川口プライドの高まりを期待するものです。
- Q6 川口の魅力をどのように発信したり、共有したりすればよいですか？**
- A6 みんなが思う市や地域の魅力を、みんなのペースで自由に楽しみながら、それぞれの方法で発信し共有して頂くものです。発見した川口の魅力を、家族、友人等に普段の会話やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を通じて、発信し、共有することで、川口の魅力の認知が広がり、川口プライドが高まるなどを期待しています。
- Q7 活動に自ら関わるということはどういうことですか？**
- A7 川口の魅力を高める活動は、それぞれの仕事や普段の暮らしの中で、みんなのペースで自由に楽しみながら、それぞれの方法で関われば良いものであり、決して強制するものではありません。
- Q8 川口プライドを高める行動をすると、どんな効果があるのですか？**
- A8 みんなの川口プライドを高める行動によって、市民、通勤・通学者、市にゆかりのあるかたの一体感が醸成できるとともに、川口に愛着や誇りを持つ心が育まれ、いつまでも住み続けたいまち川口を実現できるものと考えます。

Q9 「必要な財政上の措置」とはなんですか？

A9 「必要な財政上の措置」とは、川口プライドを育む施策を推進するための予算措置を行うことです。この中には、施策を推進するにあたり、市の組織を整備し、人員を配置し、事業を実施することなども含まれています。

しかし、条例が施行されたことで、直ちに直接的な財政措置を行うものではなく、具体的な事業について、その必要性、妥当性、効率性などが検討された上で、個別に決定されます。

Q10 この条例の成果については、どのように確認するのですか？

A10 市が実施している様々な施策について、市民のみなさんがどのように感じているかを調査するために実施している「市民意識調査」を活用し、この条例の成果を検証していきます。その結果をもとに、川口プライドが磨き上げられるよう、必要な見直しも行っています。

Q11 川口の魅力を発見、発信、共有するために、「こんなことをやりたい」という企画を提案したいときはどのようにすればよいですか？

A11 職場・学校・地域の団体等、身近なみんなでアイディアを出し合い、川口のまちの魅力を発見、発信、共有する活動を自由に楽しんで行いましょう。

市が行う事業についてのご提案は、以下のメールフォームにてお寄せください。または以下の内容を記載いただければ郵送でも結構です。具体的な事業に直結するご提案は、担当部局に伝えます。

【郵送の場合の送付先】

〒332-8601 川口市青木2-1-1
川口市役所企画財政部企画経営課 川口プライド条例担当宛

【提案フォーム記載事項】

- ①氏名（団体の場合は代表者名）
- ②ご連絡先（メールアドレス、住所、電話番号）
- ③提案内容（具体的に）

【提案を提出いただくにあたって注意いただきたいこと】

- ①原則として市からの回答は返信いたしません。
- ②具体的な事業に直結する場合には、担当課からお問い合わせすることがあります。
- ③ご提案いただいた企画については、各事業担当課にて個別に実施の判断をいたしますので、提案いただいたことで実現をお約束するものではありません。
- ④内容が次のいずれかに該当すると認められる場合は、提案を受け付けることはできません。
 - ・川口プライド条例の趣旨に合わない場合
 - ・氏名、住所、連絡先の記載がない場合又は誤りがあると認められる場合
 - ・提出者が匿名、架空の名義又は他人のなりすましと認められる場合
 - ・趣旨が不明確または不明な場合
 - ・公序良俗に反すると認められる場合
 - ・営利又は営業を目的とすると認められる場合
 - ・政治活動又は宗教活動に関するものと認められる場合
 - ・特定の個人又は団体を誹謗中傷していると認められる場合
 - ・市の業務に直接かかわりがないと認められる場合
 - ・その他不適当と認められる場合